

1人ひとりのライフステージに伴走する権利擁護 つながり、分かち合い、みんなで支援の力を高めよう

生まれ変わる法定後見制度がその目的通りに機能していくために、最も重要な役割を担うのは地域のさまざまな支援と本人を適切につなぐコーディネート機関だ。尾張東部権利擁護支援センターは、その先進例として注目されている。創設時から後見の受け皿ではなく、地域全体の支援力を高めることを目指してきた。センター長の住田敦子さんは「誰かにお任せしたり押し付けるのではなく、みんなでつながり合い、自分にできることを分かち合えば、誰もが豊かに生きられる地域になる」と笑顔で話す。その実践を紹介する。

後見の受け皿ではなく顔の見える関係で あり続けたい

今般の成年後見制度の見直しでは、これまで市町村が設置・運営する「中核機関」と呼ばれていた成年後見支援センターや権利擁護支援センターなどが、「地域権利擁護相談支援センター」として法的に明確に位置付けられたことが重要なポイントの1つとなっている。

中核機関はもともと、第一期成年後見制度利用促進基本計画から地域連携ネットワークのコーディネート機関として位置づけられ、権利擁護に関する個別の相談から支援につないだり、専門職団体や関係機関などが支援機能を適切に発揮できるように連携体制をコーディネートする役割などが位置付けられており、2021年度末までに全市町村に整備することが目標とされていた。だが、市町村の努力義務にとどまっているため整備状況や運営状況はばらつきがある。厚生労働省の調査では、令和7年4月1日現在で中核機関を「整備済み」の市町村が77%で、「未定」も2割近くとなっている。人口が少ない小規模な市町村ほど整備が進んでいないことも明らかになっている。さらに、役割・機能についても後見人につなぐことが中心となっているところが少なくない。

「センターを開設して半年ほどで、成年後見の受任業務に特化するのではなく、地域のコーディネート機関になりたいと思いました」



取材協力 ▶

住田敦子さん

尾張東部権利擁護支援センター（あすライツ）
センター長
社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員

そう話すのは、尾張東部権利擁護支援センターのセンター長・住田敦子さんだ。

同センターは2011年、愛知県内の日進市、尾張旭市、瀬戸市、豊明市、長久手市、東郷町の6市町村が共同で設立した中核機関だ。法人後見を業務としてスタートした。住田さんはセンターに就労する前は、児童福祉や介護保険のケアマネジャーなどで相談支援業務に就いていた経験を持つ。地域で、1人ひとりの利用者と向き合い在宅生活を支援することにやりがいを感じていたが、入院や施設に入所するとそこで支援は途切れてしまう。「ライフステージに伴走したい」という思いを持っていた住田さんにとって、権利擁護支援センターが行う法人後見は、継続性というメリットがある半面、1人ひとりと丁寧に向き合える関係は築きにくいことにモヤモヤとした思いを抱えていた。一方で後見をつけてほしいという相談は右肩上がりに増えており、このままでは法定後見へのつなぎ機関になってしまうという危機感も強まっていった。

「身寄りがない人や、障害のある子どもを持つ親に対して、将来が不安だから早く後見人を付けたほうが良いと利用を促す支援者が少なくないのです。本人の意思よりも保護や安全確保が重視される。それが本人にとっても良いことだと、本人に説明もないまま包括的な権限を持つ後見人がついてしまう、というようなことがどうしても納得できませんでした」

住田さんはセンター長に就任後、すぐに行政に「1人ひとりの思いや価値と向き合い、地域の専門職につなぐコーディネート機能を中心業務にしたい」と、方針転換を熱望。だが、相談や調整に人手もコストもかかることもあり、なかなか首を縦に振ってもらえなかったという。

6市合同での会議を幾度も重ね、地域全体での権利擁護支援体制の重要性を粘り強く訴え続けた住田さん。漸